

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： ケアマネジメント・アミ _____

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[年 月 日 現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (03-5941-7971)

(月、火、水、金曜日 9:00~18:00 12月28日~1月4日、祝祭日は除く)

担当 介護支援専門員 竹内俊也

管理責任者 竹内俊也

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアマネジメント・アミ
所在地	東京都杉並区宮前4-32-15 JUN久我山コート101号
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (指定番号 第 1371510304号)
サービスを提供する実施地域※	杉並区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者兼介護支援専門員 1名

(3) 営業時間

月~金曜日 午前9時00分から午後6時00分まで

※ (木・土・日曜日、祝祭日、12月28日~1月4日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けます。

(居宅介護支援利用料)

1 介護支援専門員取扱件数40件未満の場合

要介護1・2 1件 12380円 要介護3・4・5 1件 16085円

2 介護支援専門員取扱件数40件以上60件未満の場合

要介護1・2 1件 6201円 要介護3・4・5 1件 8025円

3 介護支援専門員取扱件数60件以上場合

要介護1・2 1件 3716円 要介護3・4・5 1件 4810円

4 (1) 加算を算定した場合

初回加算	1ヶ月につき	<u>3420円</u>
入院時情報連携加算 (I)	1ヶ月につき	<u>2850円</u>
入院時情報連携加算 (II)	1ヶ月につき	<u>2280円</u>
通院時情報連携加算	1ヶ月につき	<u>570円</u>
退院・退所加算 (I) イ	入院または入所期間中1回を限度に	<u>5130円</u>
退院・退所加算 (I) ロ	入院または入所期間中1回を限度に	<u>6840円</u>
退院・退所加算 (II) イ	入院または入所期間中1回を限度に	<u>6840円</u>
退院・退所加算 (II) ロ	入院または入所期間中1回を限度に	<u>8550円</u>
退院・退所加算 (III)	入院または入所期間中1回を限度に	<u>10260円</u>
特定事業所加算 (I)	1ヶ月につき	<u>5916円</u>
特定事業所加算 (II)	1ヶ月につき	<u>4799円</u>
特定事業所加算 (III)	1ヶ月につき	<u>3682円</u>
特定事業所加算 (IV)	1ヶ月につき	<u>1299円</u>
特定事業所医療介護連携加算	1ヶ月につき	<u>1425円</u>
ターミナルケアマネジメント加算	1ヶ月につき	<u>4560円</u>
緊急時等居宅カンファレンス加算	1ヶ月に2回を限度に	<u>2280円</u>

(2) 交通費

前記2の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。なお自動車を使用した場合のガソリン代、駐車場代をいただくことがあります。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 秘密保持

- (1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

管理者 竹内俊也

電話 03-5941-7971

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

杉並区役所介護保険課 電話 03-3312-2111

(3) 苦情処理手順方法

- 1 苦情の申立書を受付ける
- 2 当事業所が苦情に関する調査を行う
- 3 その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- 4 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する

5 その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

7. 虐待の防止に関する事項

- (1) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 2 虐待防止のための指針を整備する。
 - 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに区市町村に通報するものとする。

8. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社 総合福祉サービス
所在地・電話	東京都世田谷区野沢4-2-10 代表取締役 中沢正博 電話 03-5941-9072

事業内容	居宅介護支援事業、通所介護事業
------	-----------------

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)
サービス提供の標準的な流れ

居宅サービス計画作成等サービス利用申込み



当社に関する事居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容に関して大切な説明を行います



居宅サービス計画等に関する契約締結



※利用者は区役所へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行っていただきます。(提出代行可能)

ケアマネジャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します



地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます



提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します



計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います



居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います



◆ サービス利用 ◆



利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います



毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します



利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。



居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います

事業者の選定

当社と契約をするかどうかをお決めいただきます

利用者によるサービスの選択

サービス利用に関して説明を行い、利用者やご家族の意見を伺い、同意をいただきます

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

年 月 日

【事業者】 株式会社 総合福祉サービス
中沢 正博 ⑩

【事業所】 ケアマネジメント・アミ
【説明者】 氏名 竹内 俊也 ⑩

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

年 月 日

【利用申込者】
住所 _____

氏名 _____ ⑩

【利用者家族】
住所 _____

氏名 _____ (続柄) ⑩

【代理人】
住所 _____

氏名 _____ (続柄) ⑩